

別 添 1

第148回都市計画審議会  
第1号議案及び第2号議案

奈良県都市計画区域マスタープラン

(大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

(吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

(案)

奈 良 県

# 目 次

はじめに	1
第1章 本県の都市の現状と課題	2
1. 都市計画区域の範囲及び規模	2
2. 本県の現状	4
(1) 自然・歴史的環境	4
(2) 本県の都市の現状	4
(3) 本県を取り巻く社会経済情勢の変化	5
3. 都市づくりに関する本県のこれまでの取り組み	5
4. 本県の都市計画の取り組むべき課題	6
第2章 都市計画の目標	9
1. 目標年次	9
2. 都市づくりの基本方向	9
3. 都市の将来像	10
(1) 本県都市計画区域全体の将来像	10
(2) 大和都市計画区域の将来像	14
(3) 吉野三町都市計画区域の将来像	19
第3章 区域区分の決定の有無及び区域区分の方針	21
1. 区域区分の決定の有無	21
(1) 区域区分の経緯	21
(2) 区域区分の決定の有無	22
2. 区域区分の方針	22
(1) 人口	22
(2) 産業の規模	23
(3) 市街化区域の規模及び現在市街化している区域との関係	23
第4章 主要な都市計画の決定の方針	24
1. 土地利用に関する主要な都市計画の方針	24
(1) 主要用途の配置の方針及び市街地における建築物の密度の構成に関する方針	24
(2) 市街地における住宅建設の方針	25
(3) 市街地において配慮すべき問題等を有する区域の土地利用の方針	28
(4) 市街化調整区域の土地利用の方針	31
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針	34
(1) 交通施設	34
(2) 下水道	39
(3) 河川	42
(4) その他の都市施設等	45
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針	47
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針	50
5. 都市景観の形成に関する都市計画の方針	58
6. 都市防災に関する都市計画の方針	62
7. 観光の振興に関する都市計画の方針	64
8. 商工業の振興に関する都市計画の方針	66
9. 地域主体の総合的なまちづくりに関する都市計画の方針	68

## はじめに

本県は、歴史的・文化的資源を豊富に有し、青垣<sup>※1</sup>や山の辺<sup>※2</sup>に代表される優れた自然景観と相まって、「日本人の心のふるさと」といえる風土を形成している。

本県の都市計画は、この歴史的・文化的資源の保全による観光都市、近畿圏のベッドタウンとしての住宅都市を目指し、高度成長期以後は、人口急増に伴う都市化の進展に対応した良好な住宅地の供給と都市施設の整備を課題とし推進してきた。その結果、近畿圏でも有数のゆとりある低層住宅地が形成されている。

しかし近年、全国では、人口減少社会の到来や高齢化の急速な進行、地球環境問題の深刻化、国民のライフスタイル・価値観の多様化など、これまでに経験したことがないような社会経済情勢の変化が生じ、本県においても程度の差はあるものの同様の変化が生じている。

このような状況のなか、本県では、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」を目指す姿とし、「奈良でくらし、奈良で働く」、「安心で心地よい奈良」、「何度でも訪れたいと感じる魅力的な奈良」を実現すべき課題として、「経済活性化（活力ある産業づくりや観光の振興など）」及び「くらし（医療・福祉、教育、安全・安心、景観など）の向上」等に重点的に取り組むこととしており、本県の都市計画としては、京奈和自動車道や南阪奈道路などの幹線道路の整備の進捗を踏まえ、人口減少等の時代を意識し、将来世代によりよいものを引き継ぐことを基本として、社会、経済、環境、文化等の多様な側面から、豊かで活力ある持続可能な都市を実現していくことが求められている。

本県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、以上のような状況を踏まえ、都市計画法（昭和43年法律第100号）（以下「法」という。）第6条の2に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方向性を示すものである。

かつて、本県に飛鳥京、藤原京、平城京の都が置かれたのは、その地形構造が「四神相応」の吉地で、理想的な自然地形とされたことによる。現在の本県の都市計画の立案にあたっては、古代の都市計画に見られるように、まず、大和平野と吉野山地の空間的価値を最大限活かせるようにすることが基本である。

このため、本県の都市計画区域マスタープランにおいては、「大和都市計画区域」と「吉野三町都市計画区域」が、空間的、構造的及び機能的に密接な関係があると考え、それぞれのマスタープランを一つの都市計画の図書に集約している。

その上で、県政が目指す姿、都市計画の目指すべき方向性、都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、当該都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全することを目的として、都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定方針を具体的に示している。

今後の本県の都市計画は、県決定及び市町村決定の全てについて、この都市計画区域マスタープランの内容に即して定められることになる。

※1 青垣 : 大和平野の四周を取り囲む低くならかな稜線を形づくる標高600m～800mの山々や標高500m程度の丘陵地（以下同じ。）

※2 山の辺 : 青垣の裾野に広がるならかな丘陵地（以下同じ。）

# 第1章 本県の都市の現状と課題

## 1. 都市計画区域の範囲及び規模

本県には、12市、12町、1村からなる大和都市計画区域と、3町からなる吉野三町都市計画区域の2つの都市計画区域があり、その範囲及び規模は次のとおりである。

なお、都市計画区域内の人口（平成17年国勢調査）は約137.7万人であり、県人口の約97%を占める。

表1-1 都市計画区域の範囲及び規模

区 分	市 町 村 名	範 囲	面積(ha)
大 和 都 市 計 画 区 域	奈 良 市	行政区域の一部	21,160
	大 和 高 田 市	行政区域の全域	1,649
	大 和 郡 山 市	行政区域の全域	4,268
	天 理 市	行政区域の全域	8,637
	橿 原 市	行政区域の全域	3,952
	桜 井 市	行政区域の全域	9,892
	五 條 市	行政区域の一部	7,283
	御 所 市	行政区域の全域	6,058
	生 駒 市	行政区域の全域	5,318
	香 芝 市	行政区域の全域	2,423
	葛 城 市	行政区域の全域	3,373
	宇 陀 市	行政区域の一部	13,963
	平 群 町	行政区域の全域	2,390
	三 郷 町	行政区域の全域	880
	斑 鳩 町	行政区域の全域	1,427
	安 堵 町	行政区域の全域	433
	川 西 町	行政区域の全域	594
	三 宅 町	行政区域の全域	407
	田 原 本 町	行政区域の全域	2,110
	高 取 町	行政区域の全域	2,577
	明 日 香 村	行政区域の全域	2,408
	上 牧 町	行政区域の全域	614
	王 寺 町	行政区域の全域	700
広 陵 町	行政区域の全域	1,633	
河 合 町	行政区域の全域	827	
	小計(12市12町1村)	—	104,976
吉 野 三 町 都 市 計 画 区 域	吉 野 町	行政区域の一部	4,406
	大 淀 町	行政区域の全域	3,806
	下 市 町	行政区域の一部	2,671
	小 計 ( 3 町 )	—	10,883
合計(12市15町1村)		—	115,859



図1-1 奈良県の都市計画区域

## 2. 本県の現状

### (1) 自然・歴史的環境

大和都市計画区域は、北の平城山丘陵、南の竜門山地・紀伊山地、東の大和高原・笠置山地、西の矢田丘陵・生駒山地・金剛山地と、四方を丘陵や山地に取り囲まれている。これら山地などに囲まれた奈良盆地（大和平野）は南北約 25km、東西約 10km に及び、数多くの中小河川が大和平野で合流し、大和川水系を形成している。

一方、吉野三町都市計画区域は、北の竜門山地と南の紀伊山地に挟まれ、東西に細長い流域を形成している。その中央部には紀の川（吉野川）が西に向いて貫流している。

本県では、大和平野で大陸文化が開花したことに伴い、飛鳥京、藤原京、平城京という我が国の古代都市が建設され、中・近世になると、社寺を中心とする都市や城下町・宿場町として都市の形成が進められ、条里制に基づく水田の広がりや地域の空間形成の基盤となった。

特に、大和都市計画区域には、貴重な歴史文化遺産が数多く分布し、また、青垣に代表される美しい山並みや良好な自然環境に恵まれ、水田やため池からなる良好な田園風景が残るなど、奈良固有の景観が形成されている。

### (2) 本県の都市の現状

#### (ゆとりある良好な低層住宅地の形成)

良好な自然環境を背景にしたゆとりある低層住宅地が多く、本県の都市計画区域内の 1 人当たりの都市公園面積は全国平均を上回っている。また、下水道は県民の約 7 割に普及しているなど、住宅都市としての居住環境は恵まれている状況である。

#### (高い県外就業率)

県内の就業状況を見ると、本県が大阪を中心とした関西のベッドタウンとして発展してきたことに起因し、本県の県外就業率は全国一高く、昼夜間人口比率は全国第 45 位となっている。

土地利用においても、全用途地域に占める住居系の用途地域の面積比率は全国第 1 位となっている。一方で、製造業が本県の主要な基幹産業の一つであるにもかかわらず、全用途地域に占める工業系の用途地域の面積比率は全国最下位となっている。このような状況から見ても、県内での雇用の場が少ないことがわかる。

#### (主要駅周辺の商業集積状況)

主要駅周辺における商業集積が少なく、県内消費率が全国最下位レベルである 1 つの要因となっている状況である。

#### (豊かな観光資源に対し少ない宿泊者数)

本県は他に比類ない観光資源を有し、年間 3,500 万人の観光客数が訪れているが、そのうち約 10%しか宿泊していない状況である。

#### (幹線道路の整備状況)

道路については、京奈和自動車道や南阪奈道路などの南北・東西の幹線道路の整備が進んで

きているが、ネットワークの形成が十分でない状況であり、地域経済の活性化等のため、その早期整備が期待されている。

#### (公共交通網の整備状況)

鉄道については、一部連携が十分ではない地域もあるが、北部を中心とした高密度なネットワークが形成されている。また、バス路線については、主に鉄道と連携したネットワークが形成されているが、利用者は年々減少してきている状況である。

#### (人口等の地域格差)

本県では、平成12年以降、人口減少に転じている。特に本県の都市計画区域の南部や東部に位置する五條市、御所市、宇陀市、明日香村、吉野町、下市町では人口減少が進んでおり、高齢化率も高くなっている。このように県内では人口増減・高齢化において地域格差が生じている。

#### (市街地周辺の良い田園風景)

市街地周辺では、良い田園風景が残り、本県の特徴的な景観を形成しているが、近年、耕作放棄地の解消など、田園景観の維持・保全が課題となっている。

#### (安全・安心への県民意識の高まり)

昭和57年8月の浸水被害をはじめ、近年においても局地的な集中豪雨により浸水被害が発生している。また、東南海地震、南海地震の今後30年以内の発生確率はそれぞれ、60～70%と60%程度(平成22年1月1日時点)とされており、災害対策の緊急性、必要性が高くなっている。また、近年における犯罪被害や医療における救急搬送に係る問題の発生など、防犯や救急医療などへの県民の意識は高まっている。

#### (バリアフリーの推進)

主要な鉄道駅におけるバリアフリー化整備率が近畿平均を下回っており、近畿府県と比べて遅れている状況である。

### (3) 本県を取り巻く社会経済情勢の変化

近年、人口減少社会の到来や高齢化の急速な進行、地球環境問題の深刻化、国際化の進展、国民のライフスタイル・価値観の多様化など、これまでに経験したことがないような社会経済情勢の変化が生じ、本県においても程度の差はあるものの同様の変化が生じている。

このような状況のなか、本県の都市計画としては、人口減少等の時代を意識し、将来世代によりよいものを引き継ぐことを基本として、社会、経済、環境、文化等の多様な側面から、豊かで活力ある持続可能な都市を実現していくことが求められている。

## 3. 都市づくりに関する本県のこれまでの取り組み

本県の都市づくりに関する取り組みとしては、これまで様々な変遷があったものの、おおむね以下の3つに即したものであったと言える。

### ①歴史文化公園都市の形成

本県が世界に誇る歴史文化遺産やそれらと一体をなす歴史的風土を保全するとともに、それらを都市づくりに活かしながら、本県の都市の内外に広く存在する恵まれた自然的環境と調和した都市を形成する。

### ②快適住環境都市の形成

大都市近郊において、人々が「住んでみたい」と思うような、ゆとりある居住環境を特徴とし、安全・安心で利便性と快適性のある都市を形成する。

### ③交流共生都市の形成

かつての飛鳥・藤原・平城京時代に、世界中の多くの人々や文化が奈良に集まり、日本文化の礎が築かれたように、21世紀の多様性や個性化が求められる時代において、県内外の人々が、歴史文化・自然環境・交通基盤のネットワークの中で交流・共生を図り、奈良県の魅力を再発見することを通じて、地域の活性化と世界に開かれた都市を形成する。

今後は、これらの取り組みによって形成された様々な都市基盤をベースとしながら、更なる魅力創出を図るとともに、大きく変化しつつある社会経済情勢に対応した都市づくりを進める必要がある。

## 4. 本県の都市計画の取り組むべき課題

本県の都市の現状や近年の社会経済情勢の変化を踏まえると、本県の都市計画の取り組むべき課題は、奈良の魅力の維持・創造のための課題と、人口減少社会の到来や高齢化の急速な進行、財政状況の悪化など厳しさを増す社会経済情勢への対応のための課題、安全・安心などの問題を改善するための課題の3つに集約される。なお、これらの3つの課題については今後、「選択と集中」による効率的・効果的な基盤整備や、行政、事業者、県民との協働などにより対応していく必要がある。

### (7) 魅力の維持・創造（奈良らしさを守り・育て・活かす）

#### ①豊かな自然環境や恵まれた歴史文化遺産等の保全・活用

青垣等の良好な自然環境や飛鳥京・藤原京・平城京等の歴史文化遺産、歴史的まちなみ等が存在する。これら良好な自然環境や恵まれた歴史文化遺産等を保全するとともに都市づくりに活用しながら、都市の魅力の創出を図る必要がある。

#### ②良好な都市景観の形成

青垣等の良好な自然環境や山の辺に見られる多くの歴史文化遺産等により、奈良らしい景観が形成されている。これら奈良らしい景観の保全とともに、これと調和した新たな都市景観の創出を図る必要がある。

### ③奈良らしいゆとりある住宅地の形成

良好な自然環境に囲まれた戸建て住宅地が広がっており、これが、本県の土地利用の特徴の一つになっている。この「奈良らしいゆとりある住宅地」を、都市の誇れる分野の一つとしてとらえ、今後もさらに伸ばしていくことにより、都市の魅力の増進を図る必要がある。

なお、経済成長期に計画的に整備された郊外の住宅団地においては、居住者の年齢構成に偏りがみられ、高齢化・小世帯化の急速な進展による地域活力の低下が問題となっており、子育て世帯等と高齢者世帯との住み替えなどの対策について検討していく必要がある。

### ④吉野三町などにおける魅力ある地域づくりの推進

本県の都市計画区域においては、平成 22 年 4 月 1 日現在、五條市、宇陀市の一部、吉野町及び下市町が過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）（以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域の指定を受けているなどの状況等を踏まえ、これらの地域では今後も地域の活性化のため産業や居住環境の向上を図るとともに、貴重な歴史文化遺産や良好な自然環境等を活かした個性的で魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

## (イ) 厳しさを増す社会経済情勢への対応（奈良のまちを元気にする）

### ①産業・経済を支える道路網の形成

人・物の円滑な移動や、産業の立地・観光の振興を促進するため、京奈和自動車道をはじめとする道路網の充実が必要である。また、幹線道路沿道ではこれを活用した土地利用の推進が必要である。

### ②経済活性化につながる都市づくりの推進

#### 1) 滞在周遊型観光振興に資する都市づくり

年間 3,500 万人の観光客のほとんどが日帰りとなっている現状を踏まえ、本県経済の活性化のため、多様化する観光客のニーズに対応しながら豊富な観光資源を活用した観光交流空間づくりをはじめとして、観光交通網の充実、歴史的まちなみの保全・整備、多様な宿泊施設立地促進のための土地利用などにより、観光客が滞在し周遊しやすい環境の整備を促進する必要がある。

#### 2) 多様な都市機能を有する拠点都市づくり

人口減少社会の到来、高齢化の進行、逼迫する財政状況等を踏まえると、必要な都市機能を主要鉄道駅周辺等に配置し、良好な住環境や交流空間を効率的に実現する都市づくりを、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮しながら推進する必要がある。

また、主要鉄道駅を中心としたにぎわいのある拠点を形成するため、生活利便施設の集積を促進するとともに、公共交通等によるアクセス機能、交通結節機能の強

化を図る必要がある。

### 3) 産業機能の集積促進を考慮した都市づくり

地域の自立を図り、豊かで活力ある持続可能な地域を実現するため、整備されつつある幹線道路ネットワークの活用と自然環境や歴史文化資源、都市景観等との調和に配慮しつつ、企業等が立地しやすい環境づくりを計画的に実施し、産業機能の集積促進を図る必要がある。

## (ウ) 安全・安心などへの対応（安全・安心で人・環境にやさしいまちとする）

### ①安全・安心な都市づくりの推進

近年における海外・国内での大規模地震や県内での浸水などの災害や犯罪被害、医療における救急搬送に係る問題などの発生を鑑み、災害対策、自主防災、治安の維持、救急医療などへの県民の意識や需要は高まっている。

このような状況のなか、地域ごとに予想される災害の特性や医療・福祉に配慮した適正な土地利用への誘導を図るとともに、ハード対策とソフト対策が一体となった災害被害の軽減対策の実施や防災拠点・オープンスペースの確保、犯罪の発生しにくい環境づくり、地域医療再生に向けた取り組みなどにより、安全・安心な都市づくりを目指す必要がある。

### ②人・環境にやさしい都市づくりの推進

高齢化については今後ますます進行することが予想されており、また、地球環境問題についても県民の意識は高まっている。

このような状況のなか、誰もが様々な場面で快適に活動ができるように配慮し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリーの推進を図るとともに、低炭素社会の構築などにより、人・環境にやさしいまちとする必要がある。

なお、人や物の円滑な移動を促進することによって、市街地内の渋滞緩和による CO<sub>2</sub> 排出量の削減効果や交通安全面での効果も期待される。

## 第2章 都市計画の目標

本県の都市計画の課題への対応の方向性を明確にするため、都市づくりの基本方向及び都市構造、将来像を以下に示す。

### 1. 目標年次

大和都市計画区域マスタープラン及び吉野三町都市計画区域マスタープランは、それぞれおおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、平成32（2020）年を目標年次とする。

### 2. 都市づくりの基本方向

大和都市計画区域及び吉野三町都市計画区域の都市づくりの基本方向としては、良好な自然環境や恵まれた歴史文化遺産、良好な都市景観、ゆとりある居住環境などの奈良らしさを守り・育てながら、人口減少、高齢化、逼迫する財政状況など厳しさを増す社会経済情勢の変化へ対応し、奈良のまちを元気にするための施策を推進することとする。

また、生活を営む上で最も基礎となる安全・安心を確保するため、バリアフリーの推進や地域医療の再生など、安全・安心で人・環境にやさしいまちとするための施策を推進することとする。

ひいては、これらの推進により、奈良の未来を創る～「歴史・自然あふれる元気で安全・安心な『まほろば』の創出」を目指す。

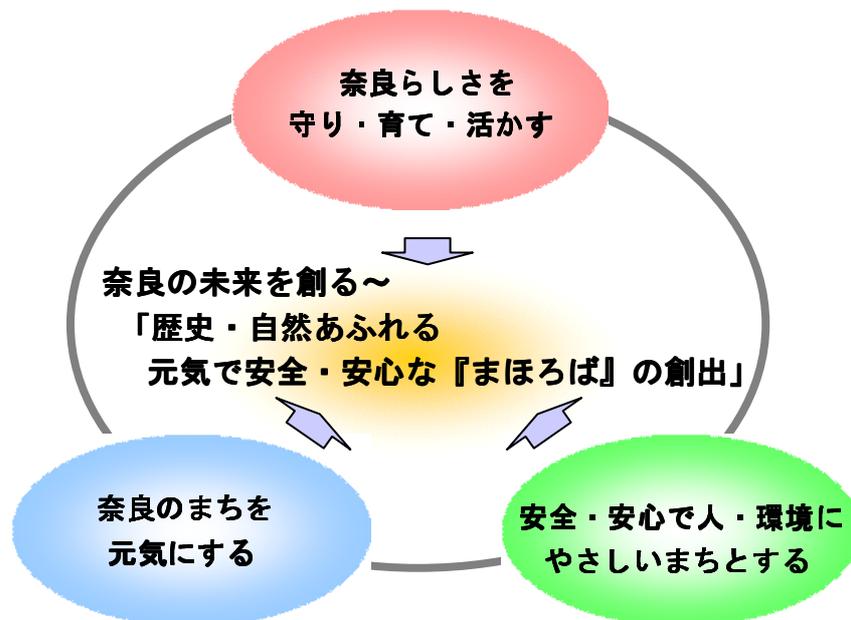


図2-1 奈良県の都市づくりの基本方向のイメージ

(参考) まほろば：すぐれたよい所・国（広辞苑より）

### 3. 都市の将来像

近年の社会経済情勢の変化を背景に、我が国の国土計画は、これまでの開発を基調とした量的拡大型から成熟社会型への転換を目指し、平成17年7月に国土総合開発法が国土形成計画法に改正された。これにより、各広域地方が、その有する資源を最大限に活用した特色ある地域戦略を描き、自立的に発展する圏域を形成する国土構造への転換を目指すこととされた。

近畿圏においては、圏域としての一体性を高めつつ、優位な資源の魅力と進取の気質を発揮して更なる発展を遂げるにより「知と文化を誇り力強く躍動する関西」の復権を実現することとしている。

本県は、多くの歴史文化遺産とそれを取り巻く良好な自然環境から生み出される独特な歴史的風土を有するという、我が国でもかけがえのない地域としての性格と、社会経済全般が大阪の影響を強く受け、大阪都市圏として計画的整備が求められる性格を合わせ持っている。今後、本県が他都市との都市間競争に生き残るためには、このような二面性に加え、京奈和自動車道などの地域経済の活性化に資する社会資本整備が整ってきたことを契機に、経済活性化やくらしの向上を柱としながら、地域の個性を重視した豊かで活力ある持続可能な都市を目指すことを本県の都市づくりのベクトルに加える必要がある。

このため、奈良らしい歴史的・自然的環境の維持・保全を前提に、近畿圏が一体となった広域・国際観光圏の形成や本県の地域活性化を図るため、広域連携軸を中心とした近畿圏内のネットワークの形成を図る。また、大和平野においては、奈良市と橿原市の2大拠点と16の主要生活拠点を中心とした日常生活圏から成る1つの都市空間と考え、拠点間の交流や都市活動（居住、生産、物流、就労、教育、文化、医療、買物、レクリエーション等の都市におけるあらゆる行動のこと。以下同じ。）を支える地域連携軸の形成を図る。さらに、吉野三町については、吉野地域全体の玄関口と位置付け、大和平野との連携を意識した都市づくりを目指す。

#### （1）本県都市計画区域全体の将来像

##### ①県土の都市活動の中心となる2大拠点（奈良、橿原）と個性豊かな主要生活拠点の形成

- ・県土の都市活力が今後もバランスよく維持・伸長するため、都市活動が県土全体で効率的・効果的に行われるような拠点の形成と機能の配置を図る。
- ・具体的には、奈良市及び橿原市を中心として形成されている拠点の機能の更なる充実を図りながら、強固な拠点連携を目指した都市構造の形成を図る。
- ・また、奈良市、橿原市の2大拠点都市以外にも各地域の都市活動を支える多様な都市機能の集積を推進し、2大拠点を補完する個性豊かな主要生活拠点の形成を図る。
- ・また、関西文化学術研究都市の建設を促進し、21世紀にふさわしい新たな文化・学術・交流拠点の形成、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。

##### ②拠点間の交流や産業活動を支える連携軸（ネットワーク）の形成

- ・県土の骨格となる広域連携軸及び地域連携軸は、都市活動の根幹をなし、産業活動や都市生活を支えるとともに、様々な交流や文化形成に資する基盤となっている。また、県土の均衡ある発展を促すためにも、これらの軸の整備・強化、並びにこれを活用した地域の活性化（交流促進、産業活動の活性化）の促進は重要である。

- ・このため、既存の国土軸と連携し、広域ネットワークを形成することで近畿圏の産業活動を支えるとともに、奈良市、大和郡山市、橿原市、御所市、五條市を連携する京奈和自動車道を南北の広域連携軸として形成し、香芝市、天理市等を連携する近畿自動車道名古屋大阪線を東西の広域連携軸、香芝市、橿原市、桜井市等を連携する中和幹線を東西の地域連携軸として形成する。
- ・また、国土の多重型交通ネットワークを構築するリニア中央新幹線の整備を促進する。

### ③観光交流拠点の形成

- ・本県が有する「古都奈良の文化財」、「法隆寺地域の仏教建造物」及び「紀伊山地の霊場と参詣道」の3つの世界遺産とともに、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)(以下「明日香法」という。)に基づき歴史的風土が保存されている明日香のほか、橿原、山の辺(「山の辺の道」周辺)、生駒、矢田、斑鳩、信貴、二上・當麻、金剛・葛城等を観光交流拠点として位置付ける。
- ・これらの観光交流拠点における歴史文化遺産等の保全、魅力向上を図るとともに、宿泊施設、交通ターミナル、奈良の食材や伝統工芸品等を活かした飲食物販店などを中心とした賑わいと交流の拠点の整備を図ることにより、観光交流しやすい環境の整備を促進する。

### ④観光交流拠点をつなぐ奈良らしい観光交流軸の形成

- ・前述の観光交流拠点をつなぐ幹線道路や鉄道、大規模自転車道などを観光交流軸(歴史街道を含む。)として位置付け、これらの軸の形成のため、ハード施策及びソフト施策を一体的に推進する。

### ⑤地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創るための機能の集積等

- ・インターチェンジや既存工業団地の周辺等において、地域特性を活かした工業・流通業務施設の集積を図り、産業活動のための環境が整った地区から県経済発展の基礎となる企業立地を推進する。また、活力ある産業づくりを推進するため、先端的技術を有する大学や、研究・開発業務施設などの集積を図る。
- ・高度医療拠点病院の設置等により県民が安心できる医療体制を構築し、その周辺を含めて医療・福祉・健康づくりの観点から必要な機能を集積することや、既存施設の連携等によって水辺空間を活用することなどにより、県民がいきいきと暮らせ、また、高齢者等が健やかに暮らせるまちづくりの実現を図る。

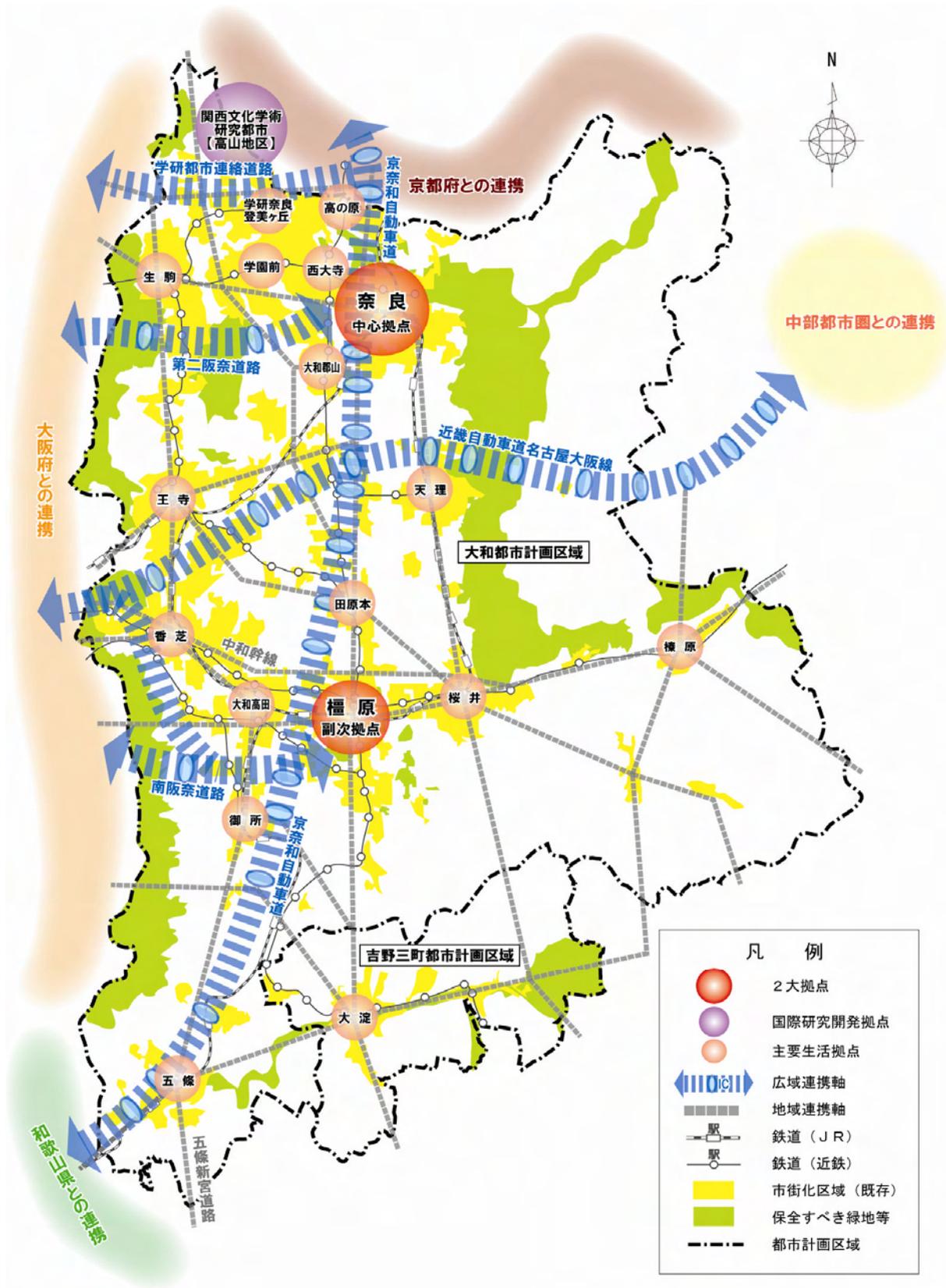


図2-2 奈良県都市計画区域全体の将来都市構造のイメージ図

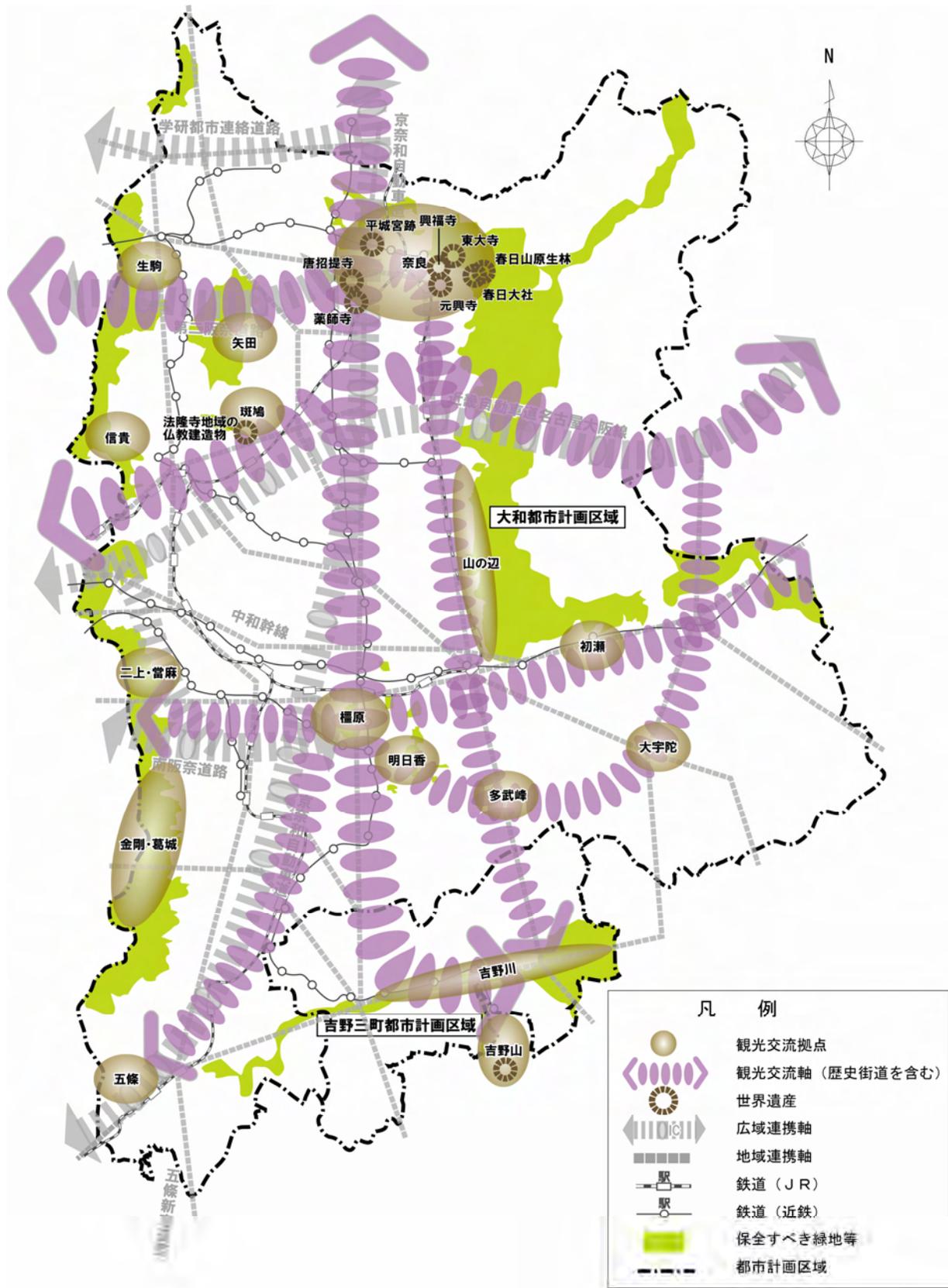


図2-3 奈良県都市計画区域全体の将来都市構造（観光交流）のイメージ図

## (2) 大和都市計画区域の将来像

本都市計画区域については、本県都市計画区域全体の将来像を踏まえた上で、奈良市を中心とした「北部地域」、橿原市を中心とした「中部地域」、宇陀市榛原区を中心とした「東部地域」の3つの地域ごとに都市の将来像を示す。

表2-1 大和都市計画区域の地域区分

地域区分	市町村名
北部地域	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
中部地域	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、広陵町
東部地域	宇陀市

### ア. 北部地域

- ・北部地域は、本県全体の先導的な役割を担う地域としての発展を図るとともに、身近な自然、ゆとりの空間、にぎわいの街等の魅力のある生活環境を有した生活文化ゾーンとしても位置付ける。
- ・中心拠点である奈良市中心部においては、広域的な交流・連携を促進し、本県の中核となる商業・業務機能、観光交流機能、文化機能、居住機能を有する拠点の形成を図る。
- ・主要生活拠点であり、各日常生活圏の中心となっている奈良市、生駒市、大和郡山市、天理市、王寺町の主要駅周辺においては、奈良らしい景観との調和を図りながら、居住機能に加え、商業、文化等の様々な機能を配置し、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮しながら拠点性の向上を図る。
- ・関西文化学術研究都市では、歴史文化遺産・歴史的風土・自然環境に恵まれた本県の特性を活かし、文化・学術・研究及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。また、先端的学術成果を世界に向けて発信する機能の整備を図り、その学術成果を生活の中で実践するようなまちづくりを図る。
- ・関西文化学術研究都市の建設の推進に向けて、近鉄けいはんな線の延伸を促進する。
- ・京奈和自動車道、近畿自動車道名古屋大阪線のインターチェンジ周辺や、幹線道路沿道、既存工業団地周辺等においては、地域の自立を図るため、周辺環境との調和等に配慮しつつ、主として工業系、物流系、商業系の土地利用を計画的に推進し、雇用の場の確保、高付加価値産業等の集積を図る。
- ・京奈和自動車道、近畿自動車道名古屋大阪線等を軸とした広域連携軸や、国道168号、国道308号、県道大和郡山環状線等の幹線道路等による地域連携軸の形成を図る。
- ・世界遺産に指定されている「古都奈良の文化財」が位置する奈良や、世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」が位置する斑鳩のほか、山の辺（「山の辺の道」周辺）、生駒、矢田、信貴などにおける歴史文化遺産等の保全、魅力向上を図るとともに、多様化する観光客のニーズに対応しながら歴史的まちなみの保全・整備や多様な宿泊施設・ターミナル機能等の集積などにより、観光交流拠点の形成を図る。
- ・観光交流拠点をつなぐ京奈和自動車道や国道169号、国道25号などの幹線道路、JR・近鉄などの鉄道、大規模自転車道などとその沿道空間を対象に、ハード施策及びソフト施策を一体的に推進し、観光・交流者の移動円滑化や沿道景観整備、交流空間の確保、情報発信の充実等を図り、奈良らしい歴史・文化を感じることができ、便利で快適な観光交流軸（歴史街道を含む。）を形成する。

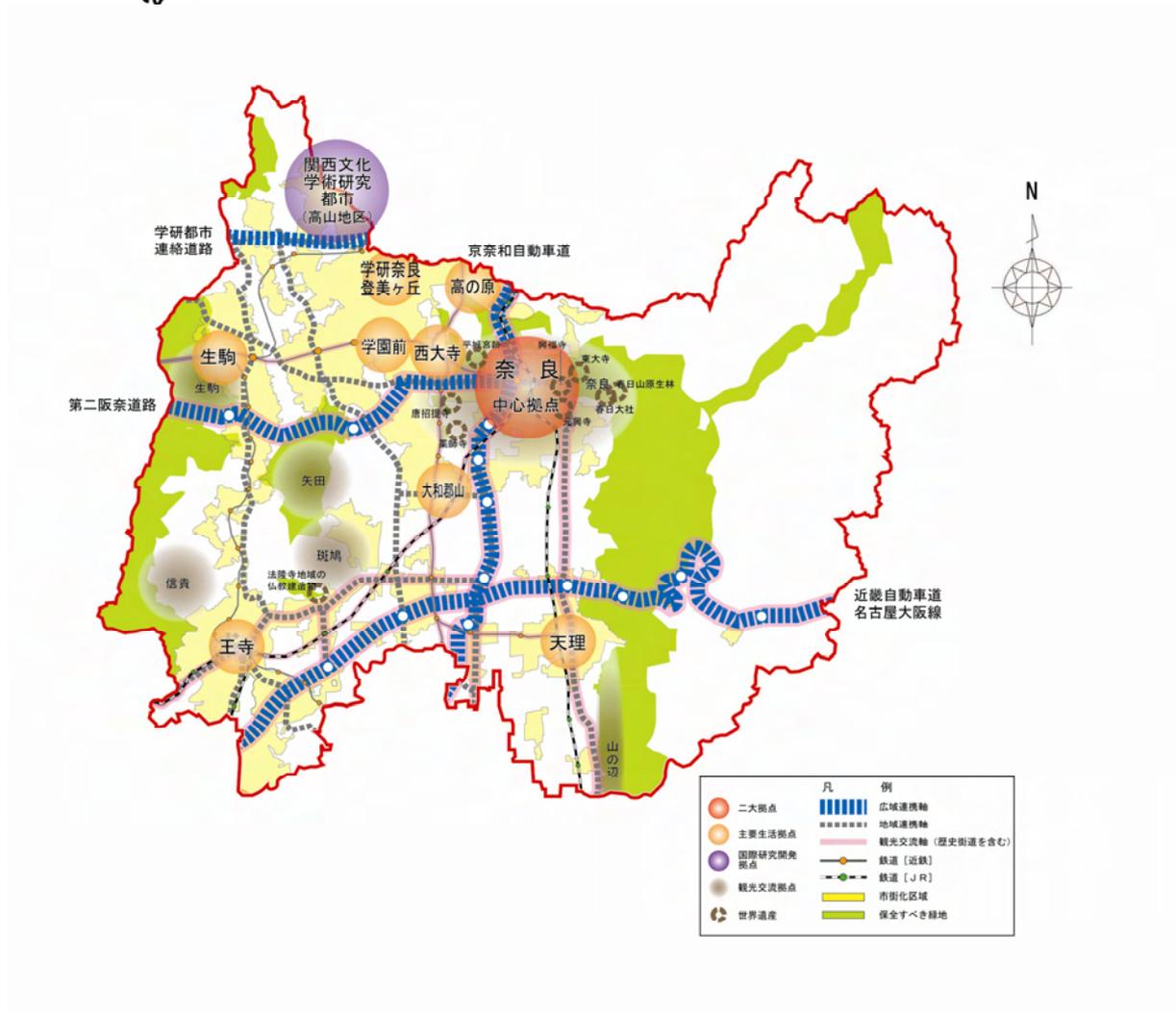
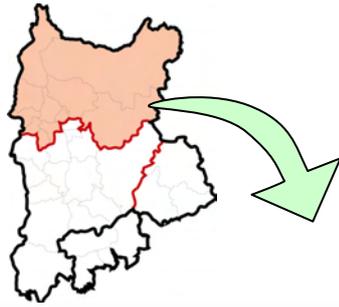


図2-4 北部地域の将来都市構造のイメージ図

## イ. 中部地域

- ・ 橿原市を中心とする中部地域は、吉野三町都市計画区域、東部地域との連携を図りながら、多様な都市機能が総合的に備わった、本県の発展を先導するもう一つの都市圏として位置付ける。
- ・ 副次拠点である橿原市中心部においては、商業・業務機能や文化・居住機能を強化し、本県の 2 大拠点の一翼を担う副次中枢拠点の形成を図る。
- ・ 主要生活拠点であり、各日常生活圏の中心となっている香芝市、大和高田市、桜井市、御所市、五條市、田原本町の主要駅周辺においては、居住機能に加え、商業サービス機能を充実させ、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮し、拠点性の向上を図る。
- ・ 京奈和自動車道等を軸とした広域連携軸や、国道 24 号バイパス、国道 169 号、中和幹線等の幹線道路等による地域連携軸の形成を図る。
- ・ 京奈和自動車道、近畿自動車道名古屋大阪線のインターチェンジ周辺や、幹線道路沿道、既存工業団地周辺等においては、地域の自立を図るため、周辺環境との調和及び保全等に配慮しつつ、主として工業系、物流系、商業系の土地利用を計画的に推進し、雇用の場の確保、高付加価値産業等の集積を図る。
- ・ 橿原市、桜井市、明日香村の飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群のほか、山の辺（「山の辺の道」周辺）、二上・當麻、金剛・葛城等における歴史文化遺産等の保全、魅力向上を図るとともに、多様化する観光客のニーズに対応しながら歴史的まちなみの保全・整備や多様な宿泊施設・ターミナル機能等の集積などにより、観光交流拠点の形成を図る。
- ・ 観光交流拠点をつなぐ京奈和自動車道等及び国道 24 号、国道 169 号などの幹線道路や JR・近鉄などの鉄道、大規模自転車道などとその沿道空間を対象に、ハード施策及びソフト施策を一体的に推進し、観光・交流者の移動円滑化や沿道景観整備、交流空間の確保、情報発信の充実等を図り、奈良らしい歴史・文化を感じることができ、便利で快適な観光交流軸（歴史街道を含む。）を形成する。

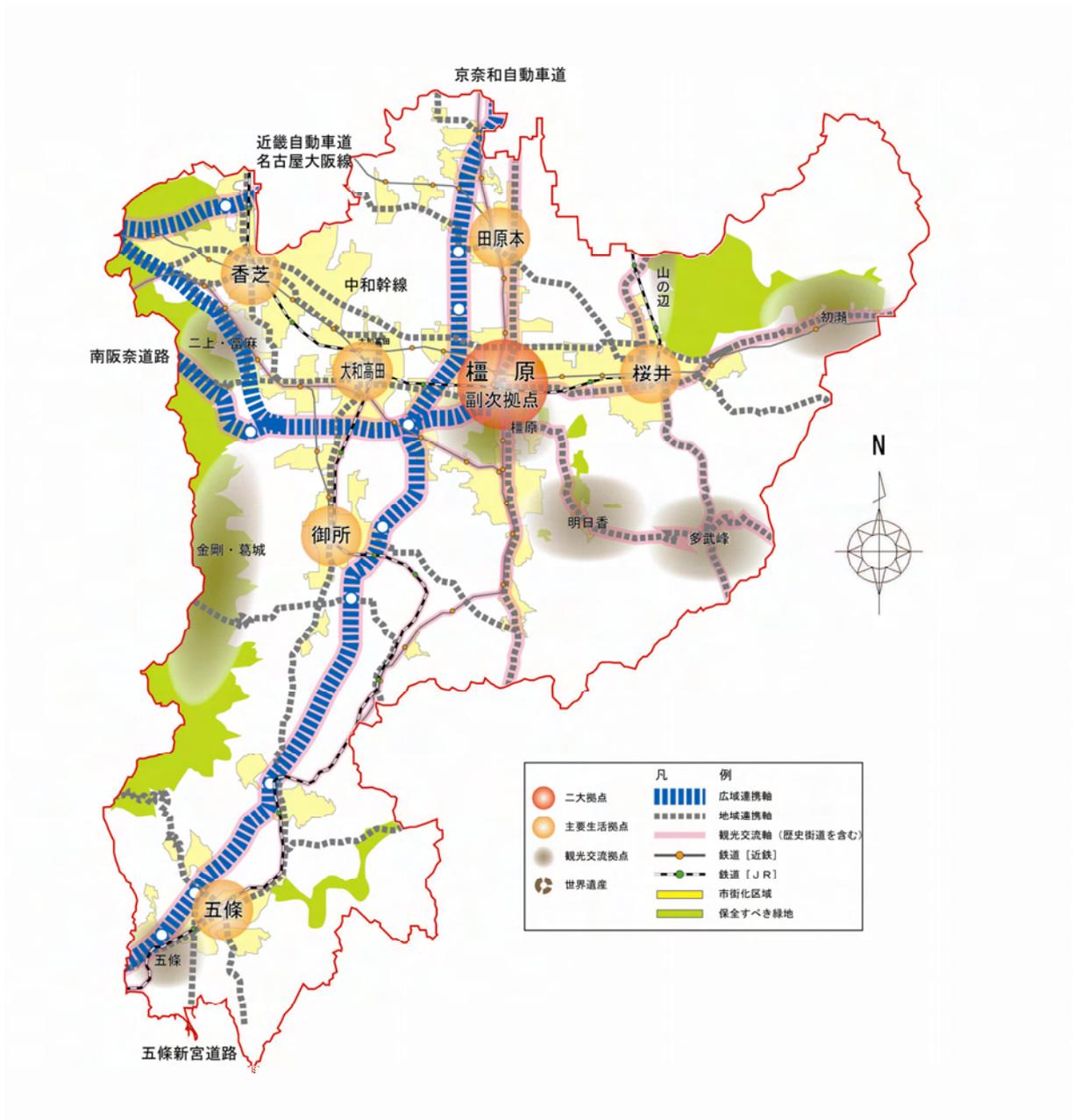
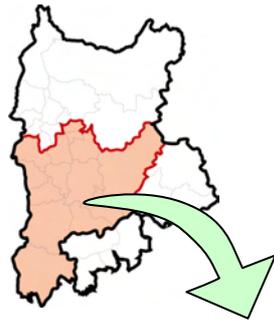


図2-5 中部地域の将来都市構造のイメージ図

## ウ. 東部地域

- ・東部地域は、良好な自然環境、歴史文化遺産を活かした観光・保養・レクリエーションゾーンの形成を図り、ゆとりとやすらぎのある地域として位置付ける。
- ・主要生活拠点である宇陀市榛原区においては、商業機能等の都市機能の集積を図り、宇陀市及び宇陀郡の中心地域としてふさわしい拠点の形成を図る。また、中部地域と連携しながら、新たな産業機能の形成や、自然に囲まれた観光・保養・レクリエーション機能の拠点性を高める。
- ・中部地域や都市計画区域外の後背地との交流を促す国道 165 号、国道 166 号、国道 369 号、国道 370 号等の幹線道路等による地域連携軸の形成を図る。
- ・大宇陀における歴史文化遺産等の保全、魅力向上を図るとともに、多様化する観光客のニーズに対応しながら歴史的まちなみの保全・整備や宿泊施設立地促進のための土地利用などにより、観光交流拠点の形成を図る。
- ・国道 165 号、国道 166 号、国道 370 号などの幹線道路とその沿道空間を対象に、ハード施策及びソフト施策を一体的に推進し、観光・交流者の移動円滑化や沿道景観整備、交流空間の確保、情報発信の充実等を図り、奈良らしい歴史・文化を感じることができ、便利で快適な観光交流軸（歴史街道を含む。）を形成する。

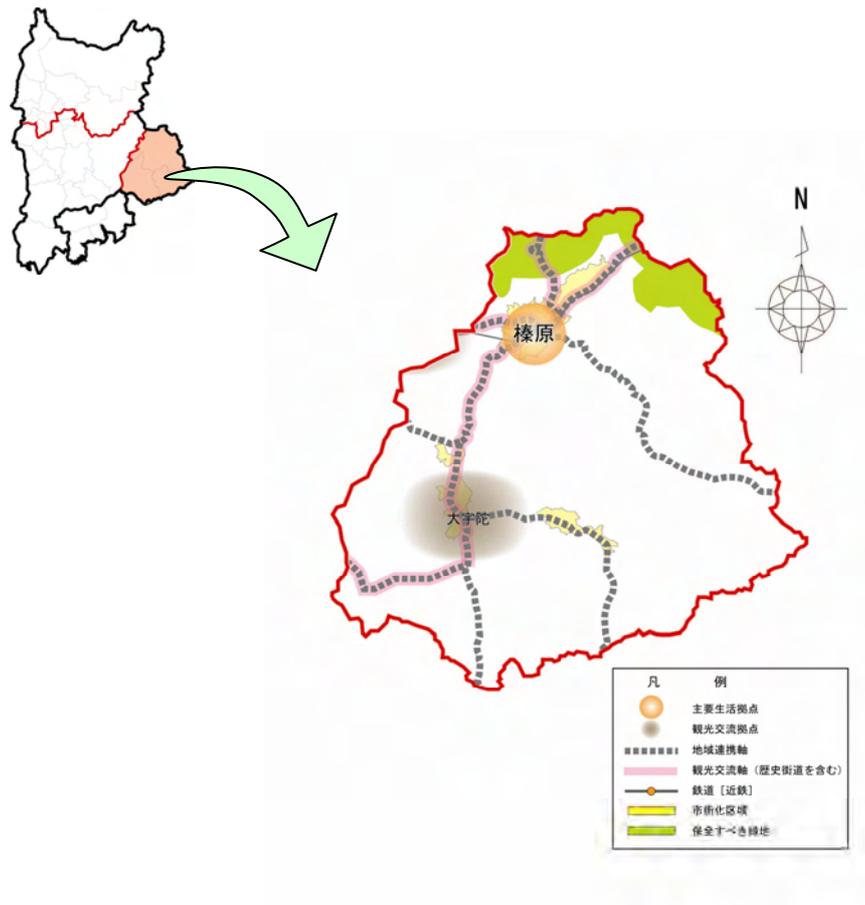


図2-6 東部地域の将来都市構造のイメージ図

### (3) 吉野三町都市計画区域の将来像

本都市計画区域においては、良好な自然環境と調和した居住環境の向上を図るとともに、地域内外の人々が交流・連携できる基盤づくりを進める。このため、吉野町、大淀町及び下市町を吉野地域全体の玄関口として位置付け、それにふさわしい都市機能の集積を図りながら、それらを核として地域全体の発展につながるよう、自立性の高い地域づくりを推進する。

#### ①吉野地域の発展を牽引する中枢拠点の形成

- ・吉野地域の玄関口として、情報交流拠点である吉野路大淀 i センターの観光案内機能との連携を図りながら、大淀町の近鉄下市口駅周辺地域を生産・物流機能、商業機能、居住機能等多様な都市機能が集積した、地域の発展を牽引する拠点としての形成を図る。

特に、未分譲地を有する既存工業団地等においては、工業系、物流系の産業機能としての集積を促進する。

#### ②交流を促す地域連携軸の形成

- ・本都市計画区域においては、西部の五條市、北部の橿原市、南部一帯の吉野地域との連携を強化し、交流を基盤とした発展を図るため、国道 169 号高取バイパス、県道桜井吉野線など交流を促す地域連携軸の形成を図る。

#### ③ゆとりとうるおいのある地域環境を演出するレクリエーション空間や水と緑の観光交流軸の形成

- ・地域の美しい自然環境や景観を創出する紀の川（吉野川）、吉野山周辺を観光交流拠点として位置付け、自然環境や歴史文化遺産を活かした奈良らしいレクリエーション空間の形成を図る。
- ・本都市計画区域の東西に流れる紀の川（吉野川）沿いについては、美しい自然環境と景観の創出を図り、水と緑の観光交流軸（歴史街道を含む。）の形成を図る。
- ・本都市計画区域と大和都市計画区域をつなぐ橿原～明日香～吉野の観光交流軸（歴史街道を含む。）の整備を進め、世界遺産として登録された「吉野・大峯」と「熊野三山」の二大霊場を結ぶ「大峯奥駈道」、「熊野三山」と「高野山」を結ぶ「小辺路」の古道などの歴史的空間との連携を強化する。
- ・若年層の定住化を図るため、これら自然環境や地域特性を活かした田園居住を促進する。

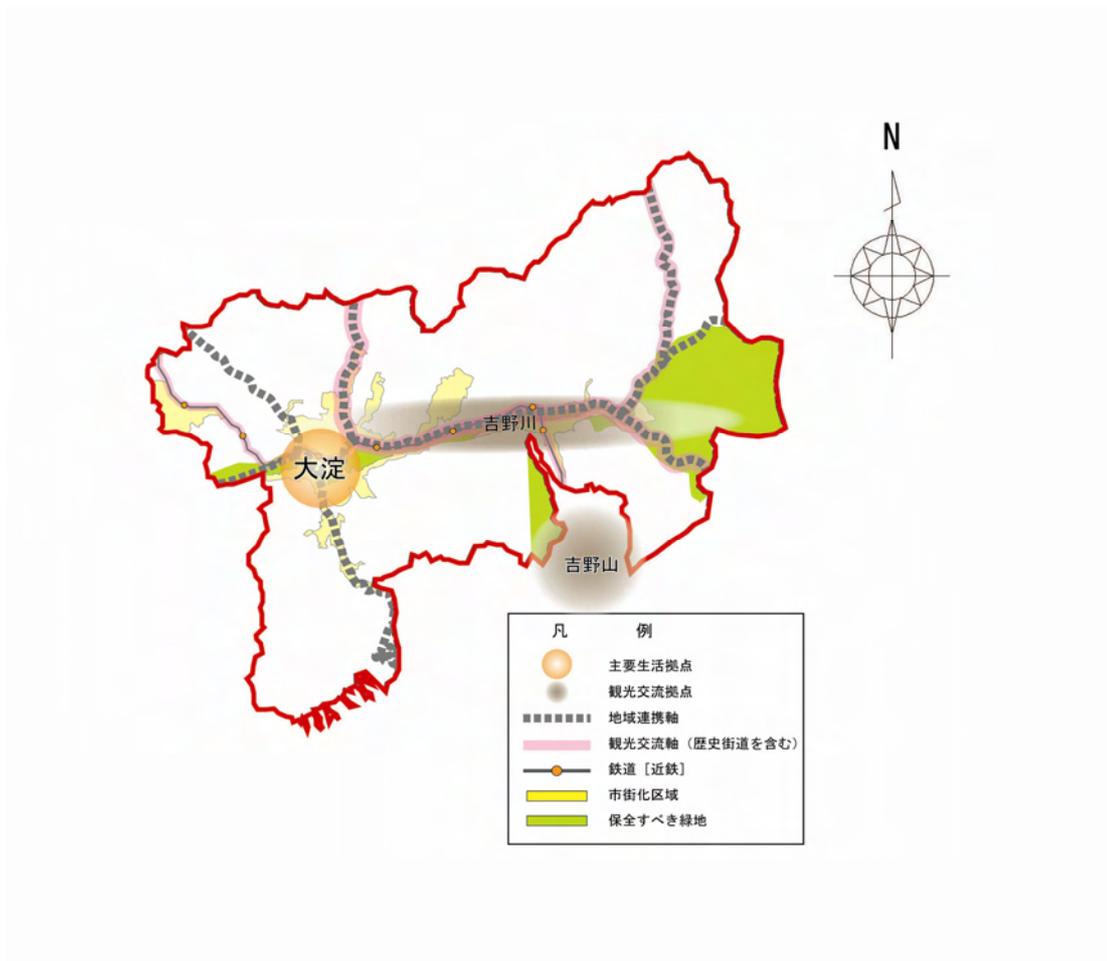


図2-7 吉野三町都市計画区域の将来都市構造のイメージ図